

三重県がん対策推進協議会三重県がん対策推進計画策定検討部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県がん対策推進条例第29条の規定に基づき設置された三重県がん対策推進計画策定検討部会（以下「部会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は三重県がん対策推進計画の策定に関する事務を所掌する。

(任期)

第3条 部会に属する委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会等)

- 第4条 部会に部会長1名、副部会長1名をそれぞれ置く。
- 2 副部会長は、部会長の指名によって定める。
 - 3 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。
 - 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
 - 5 部会は、部会に属する委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
 - 6 議事は、出席した委員の過半数を以って決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。
 - 7 部会長が必要と認める時は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を三重県がん対策推進協議会に報告又は提案する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の審査手続きその他部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

附則

この要綱は、平成20年1月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年1月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。